

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和7年6月 日

（名称）中空知地域公共交通活性化協議会（奈井江町）

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

（中空知地域全域）

本地域内を運行する公共交通は、札幌や旭川等他地域への広域交通として、鉄道のＪＲ函館本線・根室本線、都市間バスである高速たきかわ号・ふらの号が運行されているほか、通学や通院などを中心とした日常生活に直結した公共交通として、北海道中央バス株式会社及び空知中央バス株式会社が運行する一般バス路線、各市町が独自に運行するバスや乗合タクシーなどの公共交通が運行されています。

しかし、平成28（2016）年にＪＲ根室本線が北海道旅客鉄道株式会社により「当社単独では維持することが困難な線区」と位置付けられているほか、令和4（2022）年9月末には、利用者の減少や運転手不足などにより、北海道中央バス株式会社の上砂川線及び滝川浦臼線が廃止となるなど、公共交通を巡る状況は厳しさを増しています。

また、慢性的な運転手不足などにより、交通事業者の経営は極めて厳しい状況にあります。

このため、持続可能な交通体系について検討を進めるとともに、地域公共交通確保維持事業により、路線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

（奈井江町）

① 日常生活に必要な公共交通の確保

- ・急速に高齢化が進む中、生活交通の確保を目的として、自家用車からいつでも公共交通に転換できるよう、公共交通体系の確立が求められている。

② 公共交通空白地域の解消

- ・国道12号、道道奈井江浦臼線及び町営バス向ヶ丘線沿線以外は、公共交通空白地域となっている。特に市街地でも北町、南町の一部は公共交通空白地域となっており、解消が必要である。

③ 地域に即した公共交通と高齢化への対応

- ・市街地域（本町、北町、東町、南町）に人口の8割が居住し、この地域の人口密度は高く、農村地域の人口密度は低い状況である。
また、農村地域の厳島、宮村、白山及び向ヶ丘栄町の高齢化率は5割を超え、大和、茶志内及び住友新町の高齢化率は4割以上と高い状況である。
- ・このことを踏まえ、人口密度の高い市街地域では、買物や通院、町外への移動のためにJRや中央バスの接続に配慮した、循環バスの運行により生活交通の確保を図ることが必要である。合わせて、通院や買物などに関しては、荷物や停留所までの歩行など、高齢者に配慮した対応が必要である。
- ・農村地域では、買物や通院、町外への移動に対し、自宅前送迎の乗りあいタクシーの運行により、高齢者に配慮した対応と合わせ、生活交通の確保を図ることが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

(奈井江町)

○輸送人数

評価指標	現 状※1	目標値※2
市街地循環線	1,834 人/年	—
市街地循環線 (ルート拡大)	—	3,800 人/年
向ヶ丘線	5,518 人/年	—
向ヶ丘線 (ルート縮小)	—	3,700 人/年
乗りあいタクシー	774 人/年	800 人/年

※1 令和6年補助年度(令和5年10月～令和6年9月)の実績値

※2 令和8年補助より、ルート変更に伴い、市街地循環線は東町エリアを拡大したこと、また、向ヶ丘線は、今まで東町の利用者也利用していたが、市街地循環線を新たに走らせることにより、約5割は市街地循環線を利用すると見込んでいるため、現状との増減幅が大きい。設定は令和6年補助年度の運行結果からプラスアルファした設定数値である。

○収支率

評価指標	現 状※1	目標値※2
市街地循環線	11.1%	—
市街地循環線 (ルート拡大)	—	12.0%以上
向ヶ丘線	9.4%	—
向ヶ丘線 (ルート縮小)	—	13.6%以上

※1 令和6年度実績

※2 ルート拡大、減少に伴う新たな目標設定

○公的資金投入額

評価指標	現 状※1	目標値※2
市街地循環線	2,824,052 円	—
市街地循環線 (ルート拡大)	—	5,700,000 円以下
向ヶ丘線	6,596,222 円	—
向ヶ丘線 (ルート縮小)	—	4,700,000 円以下
乗りあいタクシー	1,021,825 円	1,021,000 円以下

※1 令和6年度実績

※2 ルート拡大、減少に伴う新たな目標設定

【参考】中空知地域公共交通計画 P92 参照

評価指標	現状値 (R3)	目標値 (R9)
広域交通及び生活圏交通の利用者数	1,135 千人	1,135 千人以上
広域交通及び生活圏交通の平均収支率	46.52%	46.52%以上
広域交通及び生活圏交通へ公的資金の投入額	248,750 千円/年度	248,750 千円/年度以下
地域間幹線系統に接続している 地域内フィーダー系統の便数	117 便	117 便

(2) 事業の効果

利用者数の増加及び収支率の改善を目指すとともに、路線の維持・確保を目的とした公的資金の投入額が増加に転じないよう各種施策を取り組むことで、広域交通及び生活圏交通の持続性の確保に繋がる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

○路線の維持・確保・最適化及び交通ネットワークの確保

- ・交通ネットワークの最適化等に向けた助言や先行地域事例の情報提供（国）
- ・合同企業説明会などバス運転手確保策の検討（道）
- ・地域の移動実態を踏まえた生活圏交通のダイヤ見直し等（市町）
- ・バス運転手確保に向けて、採用説明会等の取組を実施（交通事業者）

○地域内外に向けた情報提供体制の強化

- ・情報提供体制の構築時に、必要な助言や先行地域事例の情報提供（国）
- ・ホームページでの時刻表などの情報提供（道）
- ・デジタル情報媒体による情報提供、各自治体の観光部局や観光協会と連携した取組を検討・実施（市町）
- ・アナログ情報媒体の交通結節点への配架、デジタル情報媒体のホームページへの掲載

○路線の維持・確保・最適化及び交通ネットワークの確保

- ・交通ネットワークの最適化等に向けた助言や先行地域事例の情報提供（国）
- ・合同企業説明会などバス運転手確保策の検討（道）
- ・地域の移動実態を踏まえた生活圏交通のダイヤ見直し等（市町）
- ・バス運転手確保に向けて、採用説明会等の取組を実施（交通事業者）

○地域内外に向けた情報提供体制の強化

- ・情報提供体制の構築時に、必要な助言や先行地域事例の情報提供（国）
- ・ホームページでの時刻表などの情報提供（道）
- ・デジタル情報媒体による情報提供、各自治体の観光部局や観光協会と連携した取組を検討・実施（市町）
- ・アナログ情報媒体の交通結節点への配架、デジタル情報媒体のホームページへの掲載（交通事業者）

○利便性を向上させる多様な移動支援及び利用促進策の実施

- ・移動支援策や利用促進策の検討時に、必要な助言や先行地域事例の情報提供（国）
- ・ICT活用に関する勉強会を開催し、シームレス交通の実現について検討（道）
- ・スクールバスの混乗や運賃助成など、移動支援及び利用促進策の実施（市町）
- ・路線図等のホームページ掲載や観光イベントの企画など移動支援及び利用促進の実施（交通事業者）
- ・移動支援及び利用支援策について、必要な助言や連携した取組の実施（商工会）
（中空知地域公共交通計画 P88～91 参照）

（奈井江町）

- ・子どもから高齢者まで誰もが便利で使いやすい新たな仕組みを構築する、奈井江町「多世代共生型交通システム」構築に係る基本構想に基づき、中心部の循環の仕方として、市街地循環線と向ヶ丘線とが一部重複し、かつ方向が双方向になっているなど、バスを利用していない人にとっては、複雑でわかりにくいため、中心部循環をシンプルに整理し、新たな需要獲得に向けて想定した路線設定を行うとともに、利用者の負担軽減（乗換無料等）など、利用促進を計る。
- ・町の広報誌にて、地域公共交通の特集を行うことで、利用促進を計る。
- ・地域住民との意見の交換や、バスに実際に乗車し、利用者の声を直接聞き、その意見などを元に利用促進策を検討する。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表1を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額 - 市街地循環線、向ヶ丘線については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた額を奈井江町が負担する。 費用 11,563 千円－使用料 1,330 千円－国庫補助金 2,642 千円＝負担額 7,591 千円 - 乗合タクシーについては、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた額を奈井江町が運行事業者へ補助する。 費用 1,100 千円
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法 利用者数や収支等について、数値指標によるモニタリング・評価を実施
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】 ※該当なし。
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】 ※該当なし。
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】 ※別添のとおり
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】 表 5 を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 ※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 (1) 事業の目標 ※該当なし (2) 事業の効果 ※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 ※該当なし

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における 収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用 した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし	
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし。	
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
※該当なし。	
(2) 事業の効果	
※該当なし。	
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担 額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
※該当なし。	
18. 協議会の開催状況と主な議論	
(中空知地域公共交通活性化協議会) ・ 令和4年4月20日（第1回） ・ 令和4年7月29日（第2回） ・ 令和5年5月12日（第1回） ・ 令和5年6月21日（第2回） ・ 令和6年1月11日（第3回） ・ 令和6年6月20日（第1回） （書面開催） ・ 令和6年7月24日（第2回） ・ 令和6年8月26日（第3回） （書面開催） ・ 令和6年8月26日（第3回） （書面開催） ・ 令和6年12月25日（第4回） ・ 令和7年3月5日（第5回） （書面開催）	
・ 協議会設立 ・ 委託契約報告及びスケジュールについて ・ 中空知地域公共交通計画（素案）について ・ 中空知地域公共交通計画（成案）について ・ 規程改正及び目標達成状況について ・ 令和7年度地域公共交通確保維持事業 （地域内フィーダー系統）認定申請について ・ 中空知地域公共交通計画の変更について ・ 役員変更について ・ 令和5年度事業報告、収支決算及び監査報告に ついて ・ 令和6年度事業計画及び収支予算について ・ 令和7年度地域公共確保維持事業（地域間幹線 系統）認定申請について ・ 地域公共交通計画変更認定申請について ・ 地域公共交通計画変更認定申請について ・ 構成員の追加等について ・ 中空知地域公共交通計画の変更について ・ 中空知地域公共交通計画における目標達成状況に ついて ・ 中空知地域公共交通計画推進管理について ・ 地域公共交通計画変更認定申請について	

(奈井江町) (令和4年度第1回以降)	
・ 令和4年6月27日 (第1回)	・ 町営バス(向ヶ丘線)停留所の休止及び減便について ・ 生活交通確保維持改善計画について (令和5補助年度)
・ 令和5年1月 (第2回)	・ 地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について (令和4補助年度) ※書面会議にて開催
・ 令和5年6月14日 (第1回)	・ 生活交通確保維持改善計画について (令和6補助年度)
・ 令和6年1月 (第2回)	・ 地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について (令和5補助年度) ※書面会議にて開催
・ 令和6年6月 (第1回)	・ 生活交通確保維持改善計画について (令和7補助年度) ※書面会議にて開催
・ 令和7年1月 (第2回)	・ 奈井江町「多世代共生型交通システム」構築に係る基本構想について ・ 地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について (令和6補助年度)
・ 令和7年6月13日 (第1回)	・ 生活交通確保維持改善計画について (令和8補助年度) ・ 町営バス料金改定について ・ 自家用有償旅客運送変更登録申請について
19. 利用者等の意見の反映状況	
(中空知地域公共交通活性化協議会記載)	
地域住民を対象とした公共交通に関するアンケート調査のほか、空知総合振興局及び各市町のホームページにて本計画に関する意見を募集した。アンケート結果から運転が困難になった場合の移動手段として公共交通を利用するとの回答が多く、また、買い物や通院などについても、近隣市町への移動が多くみられることから、地域の実情に即した生活圏交通の確保に重点を置いた計画とした。	
(奈井江町)	
利用者等の意見は、これまでの運行を踏まえ、単位老人クラブ代表、障がい者自立支援協議会と協議を行い計画に反映させている。	
定期的に乗降調査を行うほか、町内会や「町長に手紙を書く運動」などの意見を反映するよう努力している。	
また、令和6年度に作成した、奈井江町「多世代共生型交通システム」構築に係る基本構想を策定するにあたり、現時点においては、奈井江町内の交通に関し大きな課題があると言いが、実際の利用者から直接寄せられたアンケートなど切実な意見も寄せられていることから、誰もが利用しやすいルート設定を行うなど、今ある交通資源を最適化・アップデートし続けていく、基本構想としている。	

【本計画に関する担当者・連絡先】(中空知)

(住 所) 岩見沢市8条西5丁目

(所 属) 北海道空知総合振興局地域創生部地域政策課

(氏 名) 笹久保 瑠星

(電 話) 0126-20-0146

(e-mail) sasakubo.ryuusei@pref.hokkaido.lg.jp

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 空知郡奈井江町字奈井江 11 番地

(所 属) 奈井江町地域公共交通会議事務局

(奈井江町総務課防災交通係内)

(氏 名) 高橋利彰 (総務課防災交通主幹)

(電 話) 0125-65-2111

(e-mail) kotsu@town.naie.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。